

新しい被保険者証 (保険証) をお渡しします

有効期限が

「令和5年7月31日」の橙色
のものが、新しい保険証です。

令和4年9月から

お手もとに届いたときから
お使いいただけます。

令和4年9月まで

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 令和4年9月30日	
交付年月日 令和4年7月1日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
被 住 所	広域市連合町1丁目
被 保 険 者 氏 名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 0 1 1 0 0 0 公印(朱)
北海道後期高齢者医療広域連合	



後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 令和5年7月31日	
交付年月日 令和4年9月1日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
被 住 所	広域市連合町1丁目
被 保 険 者 氏 名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 0 1 1 0 0 0 公印(朱)
北海道後期高齢者医療広域連合	



これまでお使いの黄色の保険証は、お住まいの市区町村へお返しいただくか、細かく裁断し破棄してください。

保険証の使用について（注意事項）

- 1 保険証の交付を受けたときは、大切に保管してください。
- 2 被保険者の資格がなくなったときは、直ちに保険証を市区町村に提出してください。また、転出の届出をする際には、保険証を添えてください。
- 3 保険証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、保険証を添えて、北海道後期高齢者医療広域連合あての届書を、市区町村に提出してください。
- 4 有効期限を経過したときは、直ちに保険証を市区町村にお返しいただくか、細かく裁断して破棄してください。
- 5 不正に保険証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。
- 6 特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、保険証を返還していただくことがあります。

北海道後期高齢者医療広域連合

住 所 〒060-0062
北海道札幌市中央区南2条西14丁目国保会館内
電 話 0570-550-037 (コールセンター)
F A X 011-210-5022
電子メール webmaster@iryokouiki-hokkaido.jp
ホームページ https://iryokouiki-hokkaido.jp/



各種申請・届出は、市区町村窓口で受け付けています。

詳しくは、お住まいの市区町村の後期高齢者医療制度担当窓口へお問い合わせください。

【令和4年9月発行】